

データ資料36 「水質汚濁防止法」等に基づく市町村別特定事業場数
(平成29年3月末現在)

保健所	市町村	水質汚濁防止法に基づくもの		瀬戸内法の適用を受けるもの	
		総数	うち規制対象事業場数	総数	うち規制対象事業場数
京都市		915	90	20	18
乙訓	向日市	47	11	2	1
	長岡京市	76	14	5	5
	大山崎町	12	2	1	1
山城北	宇治市	239	51	36	36
	城陽市	98	16	10	10
	八幡市	79	13	4	4
	京田辺市	57	16	1	1
	久御山町	86	14	4	4
	井手町	26	3	1	1
	宇治田原町	34	11	3	3
山城南	木津川市	89	17	5	5
	笠置町	8	2	1	1
	和束町	10	2	1	1
	精華町	26	10	0	0
	南山城村	11	3	2	2
南丹	亀岡市	233	36	11	10
	南丹市	339	47	8	8
	京丹波町	131	34	0	0
中丹西	福知山市	257	57	0	0
中丹東	舞鶴市	387	46	0	0
	綾部市	195	39	0	0
丹後	宮津市	283	25	0	0
	京丹后市	709	71	0	0
	伊根町	66	6	0	0
	与謝野町	88	12	0	0
小計		3,586	558	95	93
合計		4,501	648	115	111